

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和8年2月27日 (第1回)
目標年度	令和14年度
市町村名 (市町村コード)	高島市 252123
地域名 (地域内農業集落名)	今津地域 下弘部地区 (下弘部)

案

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	46.9 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	46.9 ha
② 田の面積	46.9 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0.0 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	1.9 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	1.9 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	8.6 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	8.6 ha
(備考)	【変更】 ④ 1.8ha → 1.9ha

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載して
2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地
3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・水稻栽培が中心。
・大規模担い手に耕作を依頼し、将来的にはほとんどの農地を任すことになるが、水の管理、除草作業等の維持管理の課題が残る。
・山側については獣害被害があり条件が悪い。
・新規就農者が国道沿いでイチゴのハウス栽培を開始。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・水稻栽培を中心としながら、麦・大豆などの栽培にも取り組んでいる。今後は新品種や栽培方法も研究し、収益性を向上させる。
・新規就農者によるイチゴ栽培が軌道に乗れば、観光農園も期待できる。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針					
・継続して集落での話し合いを行い、目標地図の見直しを行うなかで、農地の集積・集約化の取組を進める。 ・新規就農者の農地拡大に協力する。					
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標					
現状の集積率	85	%	将来の目標とする集積率	85	%
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標					
・ある程度の集積・集約が進んできているので、さらなる集積・集約が進むように検討・協議を継続していく。					

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組	
・継続して集落での話し合いを行い、目標地図の見直しを行うなかで、農地の集積・集約化の取組を進める。	
(2)農地中間管理機構の活用方法	
・目標地図に基づく担い手への農地集積・集約を図るため、農地中間管理機構を通じた農地の貸借を進める。	
(3)基盤整備事業への取組	
・助成金、融資等を利用し用排水路、農道等の維持管理を図る。	
(4)多様な経営体の確保・育成の取組	
・現在は集落内で耕作する担い手への集約を進めていく考えであるが、新規で就農を希望する者が現れた場合は、担い手として育成していけるよう、関係機関と連携し相談にのる。	
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組	
・JA等から情報提供を受け、必要があれば適時検討する。	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)									
☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等					
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他					
【選択した上記の取組内容】									
⑧世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策に取り組み、農道や水路等を共同活動により保全する。									
⑩目標地図と異なる利用を検討する場合は、随時組合内で対応を協議し、計画の変更を市に申し出る。									

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度: 令和 14 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	A	水稻、麦、大豆	31.2 ha	ha	水稻、麦、大豆	32.8 ha	ha	A	
認農	B	水稻、そば	2.0 ha	ha	水稻、そば	2.0 ha	ha	B	
利用者	C	水稻	1.5 ha	ha	水稻	1.6 ha	ha	C	
認農	D	水稻	1.4 ha	ha	水稻	1.5 ha	ha	D	
認農	E	水稻	1.1 ha	ha	水稻	1.1 ha	ha	E	
認農	F	水稻	1.0 ha	ha	水稻	1.0 ha	ha	F	
利用者	G	水稻	1.0 ha	ha	水稻	1.0 ha	ha	G	
利用者	H	水稻	0.9 ha	ha	水稻	0.9 ha	ha	H	
認農	I	水稻、そば	0.8 ha	ha	水稻、そば	0.8 ha	ha	I	
利用者	J	水稻	0.8 ha	ha	水稻	0.8 ha	ha	J	
就農	K	イチゴ	0.6 ha	ha	イチゴ	0.7 ha	ha	K	
利用者	L	水稻	0.6 ha	ha	水稻	0.6 ha	ha	L	
利用者	M	水稻	0.5 ha	ha	水稻	0.5 ha	ha	M	
利用者	O	水稻	0.3 ha	ha	水稻	0.3 ha	ha	N	
利用者	N	水稻	0.2 ha	ha	水稻	0.2 ha	ha	O	
利用者	P	水稻	0.2 ha	ha	水稻	0.2 ha	ha	P	
利用者	Q	水稻	0.1 ha	ha	水稻	0.1 ha	ha	Q	
利用者	R	水稻	0.1 ha	ha	水稻	0.1 ha	ha	R	
計	18経営体		44.3 ha	0 ha		46.2 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」
集落営農は「集」、基本構想水準
「サ」、上記に該当しない農用地等
2:「経営面積」「作業受託面積」欄
を記載してください。
3:農業を担う者に位置付ける場合
4:作業受託面積には、基幹3作業
経営面積に含めてください。
5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

【変更】
・A R14 32.7ha → 32.8ha
・K R14 0.8ha → 0.7ha
→端数の数値修正。

行うことが確実であると市町村が判断する
援サービス事業者(農協を除く)は
してください。
の経営面積、作業受託面積
面積は、作業受託面積に含めず、

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借大等の使用収益権者の数を記載してください。
注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

